

四日市市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月8日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第40号

四日市市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市国民健康保険条例施行規則（昭和40年四日市市規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 から 7 まで （略） 8. <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により収入が減少した者に対する条例第22条の規定の適用については、令和4年度分の保険料のうち令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支給日）が設定されているもの限り、第20条第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長が別に定める。</u>	附 則 1 から 7 まで （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（健康福祉部保険年金課）